

奥州市議会全員協議会

日時：令和7年7月17日（木）

午前10時

場所：奥州市役所7階 委員会室

1 開 会

2 挨拶

3 協 議

(1) 説明事項

- ① （仮称）おうしゅう都市拠点エリア商業振興ビジョンの策定について
- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に対する支援について
- ③ 学校給食施設の統廃合と調理業務の民間委託について
- ④ 奥州市過疎地域持続的発展計画（後期計画R 8～12）の策定について
- ⑤ 起訴休職処分としていた職員の失職等について

4 その他

5 閉 会

1 これまでの経過と今後の進め方について

奥州市商店街活性化ビジョンは、市の最上位計画である総合計画や、都市計画マスタープランと調和を図りつつ、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間とし、商店街活性化の取組を推進してまいりました。

後継のビジョンについては、計画期間の最終年度である令和2年度に策定することとしていましたが、新型コロナウイルスの影響で延期し、その後、コロナ禍からの回復はもとより、立地適正化計画や未来羅針盤プロジェクトとの整合を図るため、策定の時期を模索してまいりました。

新たなビジョンについては、**第3次奥州市総合計画**と並行して策定作業を進めるとともに、**未来羅針盤プロジェクト**や、**メイプルの再生方針**などとの整合性を図りながら、アフターコロナにおける一体的な施策推進と策定作業の効率化を図ります。

なお、計画の始期については、総合計画と同様の**令和9年度から**とします。

また、新たなビジョンの名称については、「**(仮称) おうしゅう都市拠点エリア商業振興ビジョン**※」とし、立地適正化計画の中心都市拠点及び都市拠点エリアを基準とした重点地域の設定により、商業振興施策を集中的かつ効果的に行うこととします。

※ビジョンの名称は、策定委員会において正式決定します

2 ビジョンに掲載する実施事業について

ワーキンググループにおいて、各種調査の検証や現行事業の評価・見直しを行い、**実施計画のスクラップ・アンド・ビルド**により**商業者向け支援策**の検討を進めます。

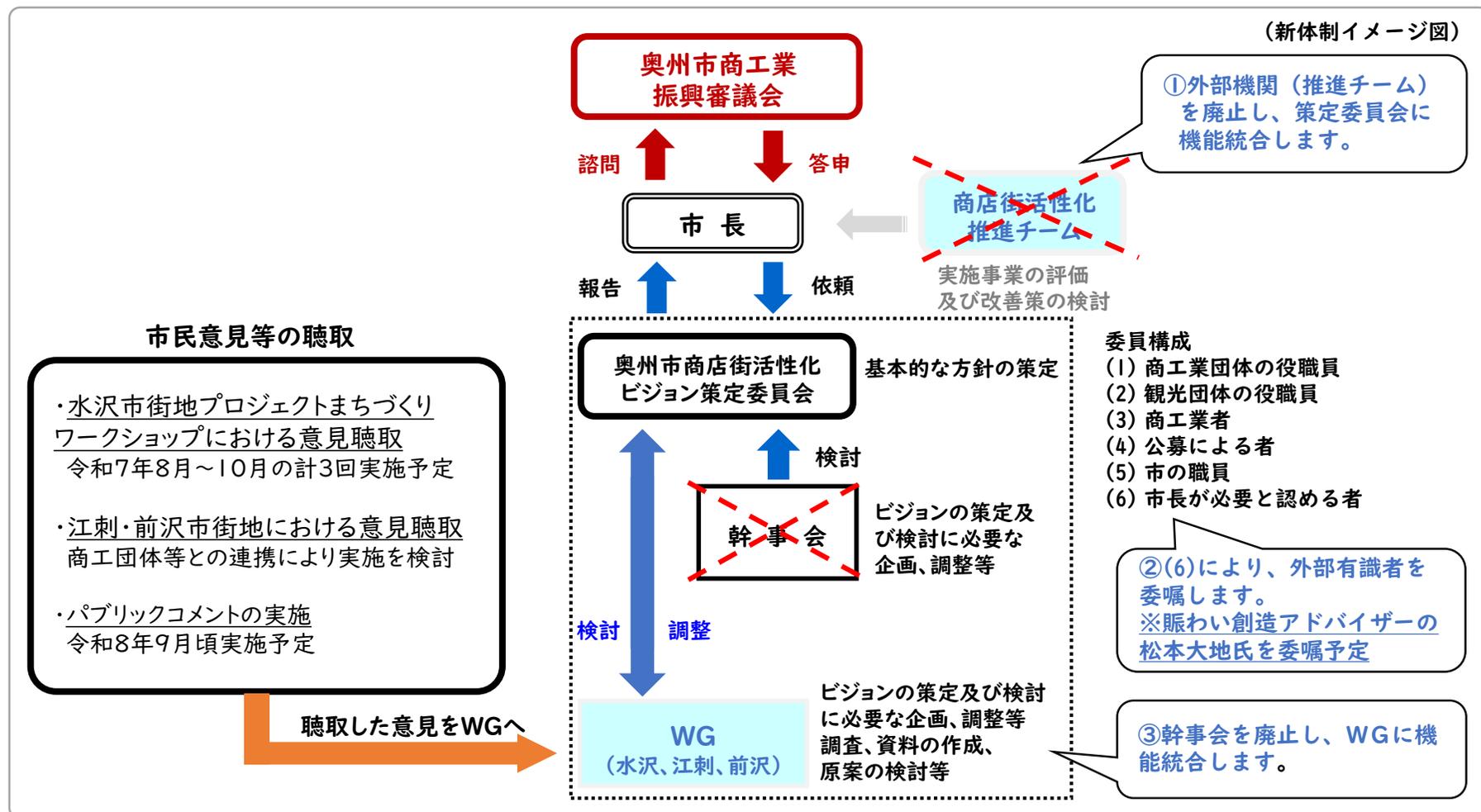
(仮称) おうしゅう都市拠点エリア商業振興ビジョンの策定について

令和7年7月17日 商工観光部商工労政課

3 検討組織体制・手続の見直しについて

これまでの検討組織体制は、外部の検証機関や、複雑な階層組織の設置により、所掌事項や構成員に重複が生じ、意思決定が非効率であるなどの課題があったことから、幹事会を廃止するなどの簡素化を図ります。

なお、策定委員会の公募委員について、若い世代や女性を積極的に募集するとともに、ワークショップやパブリックコメントなどによる市民意見等の聴取を行います。



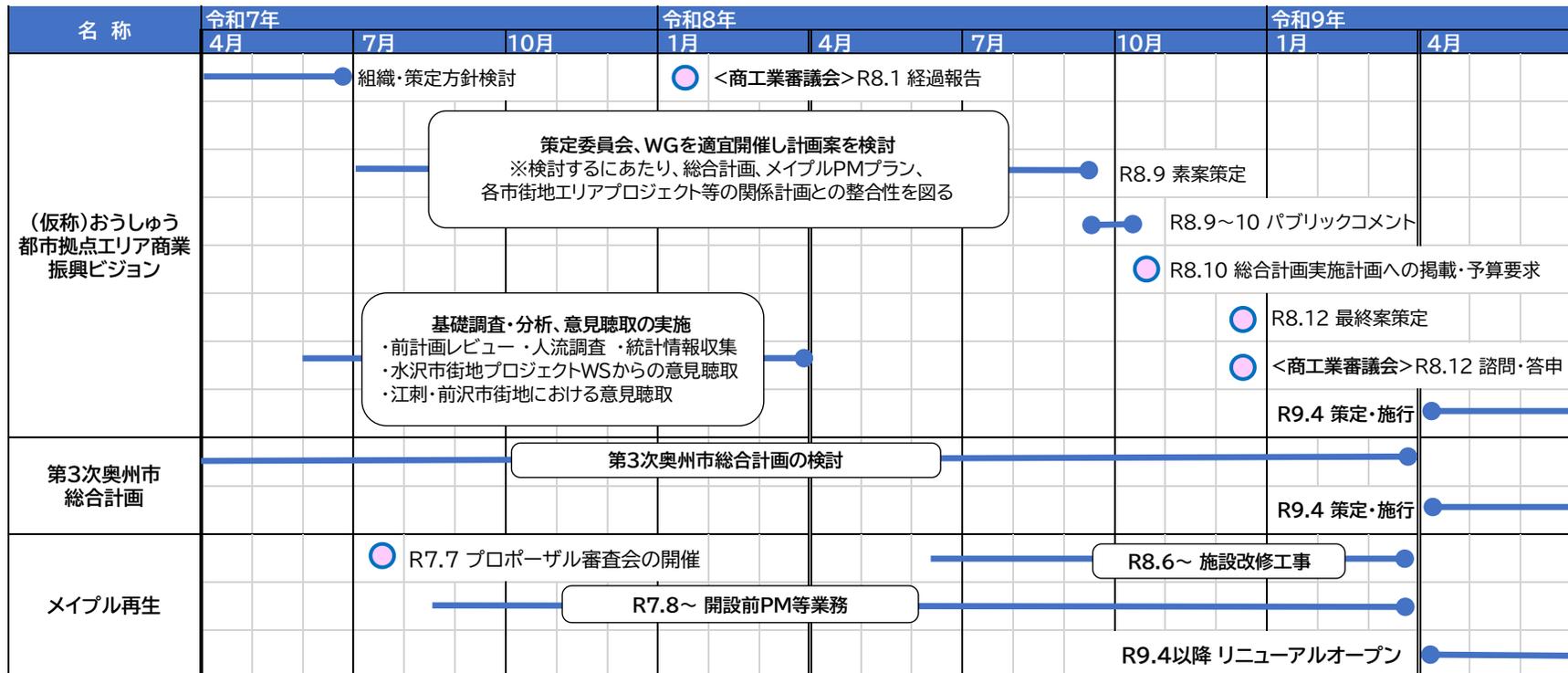
(仮称) おうしゅう都市拠点エリア商業振興ビジョンの策定について

令和7年7月17日 商工観光部商工労政課

4 策定スケジュール

第3次奥州市総合計画の策定作業のほか、メイプルリニューアルオープンに向けた開設前の準備業務が令和8年度にかけて実施されることから、「(仮称) おうしゅう都市拠点エリア商業振興ビジョン」の一体的な施策検討と策定作業を効率的に進める必要があります。

令和7年度においては、検討組織体制の整備、基礎調査や分析、ワークショップ等における意見聴取などを進め、令和8年9月頃を目途に計画素案を策定し、パブリックコメント、商工業振興審議会への諮問など所要の手続きを行い、令和8年度中の策定完了を目指します。



【推奨事業メニューに係る事業】 ※低所得世帯支援枠に係る事業は別紙資料5ページ以降参照

1 概要

令和7年5月27日付けで国の令和7年度一般会計予備費の使用が閣議決定され、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の推奨事業メニュー分として国全体で1,000億円の予算を措置、自治体に対し交付金の追加措置があったことから、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市内の事業者に対する支援事業について、新たに事業を追加実施しようとするものです。

2 事業選定の考え方

推奨事業メニューによる支援事業は、市による緊急的な対応が必要と判断する分野・対象に対して実施する事業とし、以下の考え方をもとに選定しています。

- (1) 国等が実施する物価高騰対策等の対象となっていない分野、対象を優先としたこと。
- (2) 閣議決定の趣旨を踏まえ、早急に支援が必要な分野、対象を優先したこと。
- (3) 効果が広く市民生活に波及すると考えられる場合は、国等が実施する対策に加え、市が更なる支援を実施すること。

3 事業の財源

事業の財源として、今回新たに追加交付措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用します。

追加交付予定額（令和7年度予備費分）	60,085千円
--------------------	----------

4 実施事業

県、近隣市町と協調して実施する事業など、緊急的に実施が必要と判断した3事業を選定し、次のとおり予算要求しようとするものです。

	事業数	事業費
事業者支援事業	3事業	37,142千円

※事業の概要は、別紙1「令和7年度物価高騰対策事業一覧」を参照願います。

5 今後の事業実施見込について

国や県の動向等の確認が必要な事業、準備や周知に時間を要するなどの理由により今回の実施を見送った事業もあることから、引き続き追加事業の検討や内容の精査を進めます。以降において、交付金の組替えや追加交付金の状況を踏まえ、市議会に対し改めて補正予算を提案する予定です。

重点支援地方交付金の追加

令和7年度5月予備費

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 予算額 : 1, 000億円（推奨事業メニュー分）
- 対象事業 : エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。（詳細は、2頁参照）

推奨事業メニュー	
<p style="text-align: center;">（生活者支援）</p> <p>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援</p> <p>②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援</p> <p>③消費下支え等を通じた生活者支援</p> <p>④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援</p>	<p style="text-align: center;">（事業者支援）</p> <p>⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援</p> <p>⑥農林水産業における物価高騰対策支援</p> <p>⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援</p> <p>⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援</p>

- 算定方法 : 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定（都道府県、市町村）

重点支援地方交付金

<追加額 1,000億円>

令和7年度5月予備費

○ 推奨事業メニュー(1,000億円)

生活者支援

① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援

② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

③ 消費下支え等を通じた生活者支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)

⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援

⑧ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能。また、地方公共団体における水道料金の減免にも活用可能。

No.	担当部	性質区分	事業名称	(単位：千円)				①事業対象者 ②事業の目的・効果 ③経費の内容	積算根拠等	事業期間
				総事業費	うち臨時交付金対象経費	交付金充当額	うちその他財源(県補助金等)			
1	福祉部	事業者支援	福祉施設等に対する物価高騰支援交付事業 ※R6実施事業	29,793	29,793	29,700	0	93	<p>【介護サービス事業所等】</p> <p>(1) 光熱費支援 (20,587,200円) 《入所系》@5,850円×2,938名=17,187,300円 《通所系》@1,950円×1,522名= 2,967,900円 《訪問介護系》@6,000円×72事業所= 432,000円</p> <p>(2) 車両燃料費支援 (4,500,000円) @7,500円×600台= 4,500,000円</p> <p>【障がい福祉サービス事業所等】</p> <p>(3) 光熱費支援 (3,204,750円) 《入所系》@3,900円×373名= 1,454,700円 《通所系》@1,950円×839名= 1,636,050円 《訪問介護系》@6,000円×19事業所= 114,000円</p> <p>(4) 車両燃料費支援 (1,500,000円) @7,500円×200台= 1,500,000円</p>	R7.7 ~ R7.9
2	商工観光部	事業者支援	温泉施設電気料等高騰緊急支援事業 ※R6実施事業	5,000	5,000	3,000	0	2,000	<p>(1) 対象事業者 市内温泉施設 4事業者 (2) 補助上限額 一事業者あたり1,250千円 (3) 事業費 1,250千円×4事業者分=5,000千円 (4) 支援対象期間 令和7年7月から令和7年12月まで</p>	R7.10 ~ R8.3
3	健康こども部	事業者支援	教育・保育施設等電気料等支援事業 ※R6実施事業	2,349	2,349	2,300	0	49	<p>■園児1人あたりのかかり増し額 330円/月 ■園児数 私立施設 2,372人 ■私立交付額 330円×2,372人×3ヶ月=2,348,280円</p>	R7.7 ~ R7.9
				37,142	37,142	35,000	0	2,142		
生活者支援				0事業	0	0	0	0		
事業者支援				3事業	37,142	35,000	0	2,142		

1 事業の概要

令和6年度「デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）」により、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、令和6年度において定額減税の実施と併せて一連の給付を実施しました。

うち、定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、令和5年所得等を基に、定額減税を補足する給付を実施しましたが、今般、令和6年分所得税及び定額減税の実績値が確定したことから、**本来給付すべき所要額と昨年度給付額との間に差額が生じた方等に対し、原則プッシュ式により、不足額を給付する**ものです。

2 対象世帯（見込）

◆不足額給付Ⅰ

本来給付すべき所要額と、当初給付額との間で差額が生じた方（1万円単位）

対象者数 11,416人 支給見込 345,920千円

〈対象となる例〉

- ・令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少した方
- ・子どもの出生や扶養親族の増加があった方 など

◆不足額給付Ⅱ（原則4万円）

定額減税対象外など一定要件を満たす事業専従者の方等

対象者数 2,872人 支給見込 114,880千円

〈対象となる例〉

- ・本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ、低所得世帯向けの給付対象にも該当しなかった方

3 スケジュール

- 7月17日 市議会全員協議会
- 7月28日 市議会臨時会において予算措置
- 9月下旬 対象世帯への通知発送・申請受付開始
- 10月31日 給付申請期限
- 11月30日 対象者への支払決定期限

4 事業予算

- 7月28日市議会臨時会において補正措置予定の予算

【歳出】

（事業費）給付金	460,800千円
（事務費）一式	8,933千円
合計	469,733千円

※上記のほか、システム改修等委託料2,272千円は6月補正予算措置済み。

【歳入】物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

5 周知方法

- (1) 対象世帯への文書通知
- (2) 広報おうしゅう9月号への掲載（8/28発行）
- (3) 市公式HP・ぽちっと奥州

※給付対象者等に関する補足説明は次ページ参照

【不足額給付Ⅰ】 支給額：不足分1万円単位



【不足額給付Ⅱ】 支給額：原則4万円（定額）

※次の1～3いずれにも該当する方

1. 所得税及び市民税・県民税所得割の定額減税前税額が0円（本人として定額減税対象外）
2. 税制度上、自身が扶養親族等の対象外（事業専従者の方、合計所得金額48万円超の方）
3. 低所得世帯向けの給付（令和5年度非課税世帯・均等割のみ課税世帯への給付金及び令和6年度新規非課税世帯・新規均等割のみ課税世帯への給付金）の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない。

学校給食施設の統廃合と調理業務の民間委託

資料 1

市の多くの給食施設は、学校給食衛生管理基準への適合性を欠き、早急に施設の耐久性や老朽化への対応、衛生面の対策を講じる必要があったことから、「奥州市学校給食施設再編計画」に基づき、給食施設の再編を進めている。（p3別表参照）

（仮称）奥州西学校給食センターの令和8年度の供用開始、正規雇用調理師の減少、慢性的な会計年度任用職員の欠員による業務への懸念を解消するため、市は学校給食調理業務を民間委託する。

1 学校給食施設の再編

（仮称）奥州西学校給食センター（以下「西センター」という。）は、令和8年度2学期から給食の提供を開始し、これに伴い、いまある単独調理場3施設と共同調理場2施設を供用廃止する。

【令和8年度1学期をもって供用廃止：5施設】

施設名	水沢小 調理場	水沢南小 調理場	常盤小 調理場	前沢 給食C	胆沢 給食C
給食数	628食	642食	651食	956食	1,187食
正規調理師	2人	2人	1人	2人	2人
会任調理師	4人	4人	6人	9人	14人

【令和8年度2学期から給食提供開始：西センター】

給食数	正規調理師	会任調理師
4,054食	14人	31人

2 人員不足による懸念

(1) 安定したサービス提供への懸念

市の調理師は、正規職員16人、会計年度任用職員72人。正規職員は退職者不補充により、10年後は10人を下回る。また、会計年度任用職員には慢性的な欠員が生じており、将来に渡る安定したサービスの提供に懸念がある。

(2) 西センター稼働時の欠員への懸念

西センター稼働においては、供用廃止する5施設から調理師を集約。集約の対象となる会計年度任用職員は高齢であり、勤務先の変更、通勤距離の延長を理由に退職を希望する職員が見込まれ、欠員が生じる懸念がある。

3 調理業務の民間委託による効果

(1) ネットワークによる欠員補充

民間事業者による人員確保策により、人材のストック、緊急時の派遣補充が可能となる。

(2) 知識・技術の一元化

情報共有の一元化により、専門的な知識や技術を共有。柔軟な人員体制や機動力が発揮される。

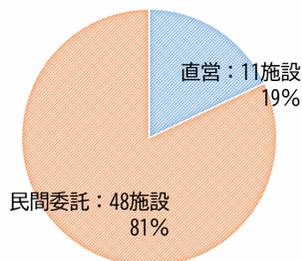
(3) 新センターの稼働準備

令和8年4月、新センターに正規職員を5人配置して稼働の準備を開始。調理業務の委託により、余剰人員を生み出すことができる。

4 学校給食事業への民間参入

昭和60年の文部科学省による指針「地域の実情に応じた適切な方法による学校給食の運営の合理化」が示され、調理業務の民間委託が全国的に導入。全国では6割、県内では8割が民間事業者への委託を実施している。

■ 県内の民間委託の状況
(令和7年5月)



5 民間委託の考え方

(1) 学校給食の実施と責任の主体

学校給食の実施は、学校給食法に定めるとおり、学校の設置者である市が今後も責任の主体となる。

民間委託とは、「民営化」ではなく、市の主体的な責任の下で、調理業務を民間企業へ委託するもの。

(2) 職員の配置

委託する施設には、市が任命する施設長と県派遣の栄養教諭をこれまでどおり配置。施設長は業務を統括し、栄養教諭は献立の作成や衛生管理を行う。

(3) 委託の範囲

調理、洗浄、清掃、保管などの業務を行うほか、雇用する調理師の被服貸与、人的な衛生検査や検診を実施する。

(4) 食育や地産地消の推進

市が引き続き、食材料の選定や購入のほか、地元産品の活用、食育の推進や地産地消の拡充に努める。

6 職員の身分保障と処遇

(1) 正規雇用調理師の配置

委託する施設で現在勤務する職員は、他の直営施設に配置する。

(2) 会計年度任用職員調理師の配置

委託する施設に現在勤務する会計年度任用職員には、本人の希望を確認。委託業者からの雇用を望む場合は同施設での継続配置を、市からの雇用を望む場合は他の直営施設へ配置する。

(3) 会計年度任用職員の身分の移行

委託業者からの雇用を望む場合は、委託業者による優先雇用や給与条件等の継続など、処遇の不安が生じないよう業務仕様書に明記する。

7 施設ごとの業務体系と配置職員数

安定したサービス提供への懸念と新センター稼働時の欠員への懸念を解消するため、令和8年4月から東水沢学校給食センターと江刺学校給食センターの調理業務を民間委託する。

施設名	奥州西 給食C	真城 給食C	東水沢 給食C	江刺 給食C
業務体系	直営	直営	民間委託	民間委託
市雇用調理師	正規 14人 会任 31人	正規 2人 会任 4人	正規 3人 会任 17人	正規 2人 会任 14人
民間雇用調理師			19人	17人

※ 東水沢給食Cと江刺給食Cの市雇用調理師の人数は、令和8年度の民間委託に伴い「0人」となるが、参考として令和7年度の配置実数を表示している。

8 人件費の比較

調理業務の民間委託にあたって、市は施設の維持管理費、食材料費、消耗品費などを支出。委託業者には人件費、被服費、衛生費の負担を求め、この負担に事業者側の管理費を加味して委託料を支出する。

施設名	給食数	令和6年度 市負担人件費	民間委託料（試算）	
			人件費	管理費
東水沢給食C	1,717食	60,914千円	人件費	73,994千円
			管理費	3,063千円
			合計	77,057千円
江刺給食C	1,762食	60,016千円	人件費	67,789千円
			管理費	2,828千円
			合計	70,617千円

9 委託業者の選定

学校給食調理という特殊性・専門性を要することから、業務の遂行方法、民間委託のメリット、見積額などの提案を受け、総合的な比較審査をするプロポーザル方式により選定する。

【委託期間】

2施設を1社に令和8年度から3年間

【選定までのスケジュール】

令和7年9月	債務負担行為の設定
10月	事業者の募集を開始
12月	事業者の選定、契約締結
令和8年1月	事業者による業務準備を開始
4月	事業者による調理業務を開始

【別表】 学校給食施設の統廃合（「奥州市学校給食施設再編計画」より）

令和5年4月

施設名	水沢小調理場	水沢南小調理場	常盤小調理場	前沢給食C	胆沢給食C	真城給食C	江刺給食C	東水沢給食C
建築年	S41.8	H10.6	H7.2	S57.3	H6.3	H10.3	S60.3	H15.7

令和7年

施設名	（仮称）奥州西学校給食センター					真城給食C	江刺給食C	東水沢給食C
-----	-----------------	--	--	--	--	-------	-------	--------

令和14年

施設名	（仮称）奥州西学校給食センター				（仮称）奥州東学校給食センター		東水沢給食C
-----	-----------------	--	--	--	-----------------	--	--------

奥州市学校給食調理業務民間委託方針 (案)

令和7年 月
奥州市教育委員会

奥州市学校給食調理業務民間委託方針

— はじめに —

学校給食は、学校給食法に基づき、児童・生徒の心身の健全な発達に資するため、成長段階において必要な栄養を適切に摂取できるように提供するものです。

安心・安全でおいしい給食の提供には、学校給食調理場の施設及び設備の衛生管理や調理作業などが学校給食衛生管理基準等に基づき適切に実施されることが求められています。

当市の3箇所の単独調理場及び5箇所の共同調理場は、建築後30年を経過した施設が多く、これらは学校給食衛生管理基準に適合性を欠き、早急に施設の耐久性や老朽化への対応、衛生面の対策を講じる必要があったことから、令和3年に「奥州市学校給食施設再編計画」を見直し、現在建設中の（仮称）奥州西学校給食センターを令和8年度に供用開始するほか、既存の学校給食センターの統廃合を進め、最終的には2箇所の学校給食センターに再編することとしています。

学校給食調理に従事する市の正規雇用調理師は、退職者不補充により令和14年度には10人を下回ることになり、また、業務の履行を支える会計年度任用職員の欠員も生じ、調理現場では慢性的な人員不足にあることから、安定的な給食提供の継続について課題があります。

本方針は、全国及び県内において多くの自治体が導入している調理業務の民間委託に係る当市での検討結果をまとめ、その実施内容とスケジュールを示すものです。

1 施設の再編

市は、令和3年度に見直しを行った「奥州市学校給食施設再編計画」に基づき、施設や設備の老朽化が著しく、学校給食衛生管理基準を満たしていない学校給食施設の再編を進めています。

現在建設中の（仮称）奥州西学校給食センター（以下「西センター」という。）は、おおむね30年間に渡る施設再編の第一段階にあたり、令和8年度の供用開始以後も他の施設の統廃合を進めていく計画です。

また、この統廃合を進めながら、人口減少に伴う児童・生徒数の減少、給食を提供する配食校や配食数の変更、職員の適正配置についても柔軟に対応していく必要があります。

■表1 学校給食施設の統廃合（奥州市学校給食施設再編計画より）

令和5年4月

施設名	水沢小調理場	水沢南小調理場	常盤小調理場	前沢学校給食C	胆沢学校給食C	真城学校給食C	江刺学校給食C	東水沢学校給食C
建築年	S41.8	H10.6	H7.2	S57.3	H6.3	H10.3	S60.3	H15.7
調理能力	1,500食	1,000食	800食	2,000食	2,000食	710食	3,500食	2,100食



令和7年



施設名	（仮称）奥州西学校給食C			真城学校給食C	江刺学校給食C	東水沢学校給食C
建築年	令和7年			H10.3	S60.3	H15.7
調理能力	4,500食			710食	3,500食	2,100食



令和14年



施設名	（仮称）奥州西学校給食C		（仮称）奥州東学校給食C	東水沢学校給食C
建築年	令和7年		令和14年	H15.7
調理能力	4,500食		2,500食	2,100食



令和33年



施設名	（仮称）奥州西学校給食C		（仮称）奥州東学校給食C	
建築年	令和7年		令和14年	
調理能力	4,500食		2,500食	

2 調理業務の現状と民間委託の背景

(1) 給食運営の合理化の指針

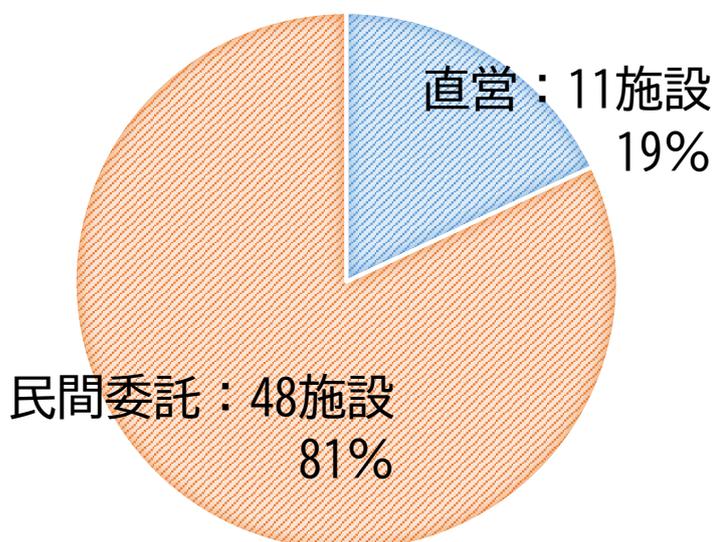
文部科学省は学校給食の運営について、「一定の条件のもと、地域の実情に応じた適切な方法により運営の合理化を推進する」という指針（昭和60年文部省体育局長通知）を示しています。

この指針に基づき、全国の自治体において調理業務等の民間委託の導入が進められ、民間の学校給食を提供する能力や競争力を活用し、より少ない経費で安定的に学校給食を提供している自治体が増加しました。

(2) 全国は6割、県内は8割が民間委託

全国における学校給食調理業務の民間委託の実施状況は、令和5年5月1日現在で60%、県内共同調理場59箇所における民間委託の実施状況は、令和7年5月1日現在で81%となっています。

県内の民間委託の状況



(3) 市の民間委託の取組み

本市が取り組む行財政改革においては、奥州市行政経営改革プランにより、従来の行政サービスの枠にとらわれることなく、利便性の向上を目指した積極的な民間事業者への委託（アウトソーシング）を進めています。

(4) 安定したサービス提供への懸念

市が雇用する調理師は88人（令和7年4月時点）、その内訳は正職員16人（全体の18%）、会計年度任用職員72人（全体の82%）となっています。

昨今の雇用情勢により、会計年度任用職員の確保が困難な状況のため慢性的な欠員が生じ、将来に渡って安定したサービスを提供するうえで懸念があります。

学校給食における「献立の内容の充実」「安全な食材料の使用」「食物アレルギーへの対応」「安全管理の徹底」など、多岐に渡る業務に適切な対応が求められているほか、職員の人事管理や労務管理に係る事務の負担が増していることから、事務の効率化を図ることが必要です。

(5) 新たな給食センター稼働時による欠員への懸念

令和8年4月の西センターの供用開始及び令和8年度2学期からの給食提供に伴い、現在ある5つの施設から職員を集約します。集約にあたり、現在雇用する会計年度任用職員の中には高齢の職員が多く、勤務場所が遠いといった理由により退職を希望している職員がいるため、会計年度任用職員の欠員が生じる可能性があります。

3 調理業務の民間委託による効果

(1) ネットワークにより欠員の補充が可能

労務管理を民間事業者に一任することで市の業務の簡素化が図られます。地元雇用が困難な場合は、事業者の持つネットワークにより人員を集めることができ、急用で調理員が出勤できなくなった場合は、雇用している社員の派遣により速やかな欠員の補充が可能です。

(2) 専門的な知識と技術による業務の効率化

事業者の持つネットワークでの情報の一元化により、専門的な知識や技術が共有され、柔軟な人員体制や機動力による業務の効率化が図られます。

(3) 西センターの稼働準備

令和8年4月の供用開始、同年8月の本格稼働を予定する西センターでは、調理器具の操作習得や稼働の準備をするための人員が必要となります。そのためには、業務を継続する他の施設の調理業務を民間委託することで余剰の人員を生み出すことができます。

4 民間委託の考え方

(1) 学校給食の実施と責任の主体

学校給食の実施については、学校給食法により学校の設置者である市が責任主体となります。したがって、民間委託とは、いわゆる「民営化」ではなく、市の主体的な責任のもとで、調理業務を民間企業へ委託して行うものです。

(2) 民間委託の範囲

献立の作成等は、今までどおり県と市の栄養士が行い、「調理」「洗浄」「清掃」「保管」等の業務のみを民間業者に委託します。

(3) 食育や地産地消の推進

市が食材料の選定や購入をするほか、地元産品の活用、食育の推進や地産地消の拡充についても、市が引き続き推進に努めます。

(4) 注意事項と遵守事項

民間委託にあたっては、市が作成する調理業務等委託仕様書に基づくほか、調理指示書により調理作業や配缶作業等の注意事項、学校給食衛生管理基準や大量調理施設衛生管理マニュアルを遵守して業務を行っているか、教育委員会が責任をもって点検や確認、指導を行います。

5 職員の身分保障と処遇

(1) 正規雇用調理師の配置

民間委託を予定する施設で勤務している正職員については、他の施設へ配置します。

(2) 会計年度任用職員である調理師等の配置

会計年度任用職員については、本人の希望を確認し、委託業者の社員として雇用を望む場合は引き続き現在の施設に、市の雇用を希望する場合は他の施設に配置します。

(3) 会計年度任用職員の身分の移行

会計年度任用職員が委託業者の社員として雇用を希望する場合は、本人の意向を確認しながら丁寧な説明を尽くし、委託業者への優先雇用、給与等の条件を引き継ぐなど、処遇に対する不安を解消しながら、学校給食の調理技術の継承と業務の安定化を図ってまいります。

6 民間に委託する調理業務等の条件

学校給食は、安全性の確保と衛生管理の徹底が最優先事項です。調理業務の委託においては、これまで市の管理・運営で培った経験とノウハウや信頼を基に、民間の技術力と専門性を活用することにより、柔軟で機動的な運営ができることを目指します。

国の基準を遵守し、市の責任のもと、民間の能力を合わせながら具体的な役割を分担し、次のとおり委託します。

- ① 市が所有する施設、設備、備品を使用して業務を実施する。
- ② 市が作成した献立に従い、調理を行う。
- ③ 市が購入した食材、調味料を使用する。
- ④ 指定した時刻までに、調理、配缶、洗浄、消毒、保管等を完了する。
- ⑤ 衛生管理は、文部科学省「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、調理、洗浄、消毒、保管等を実施する。
- ⑥ その他、関係法令や委託契約書、市の指示に基づき業務を履行する。

7 委託業者に求める要件

委託業者に対して、市は次の要件を求めます。

- ① 市と緊密な連携を図り「安心安全でおいしい給食」を目指すこと。
- ② 受託実績があり、受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有していること。
- ③ 信頼関係のもと、学校給食の意義を十分に認識し、学校運営にも協力的であること。
- ④ 経営基盤の安定と危機管理等への対応能力と体制が構築されていること。
- ⑤ 衛生管理及び調理技術に関わる研修体制が整っていること。
- ⑥ 地元雇用等、地域の実情に対し十分に配慮できること。

8 委託する調理業務等の範囲

学校給食の主な業務は、献立の作成、食材料の調達・検収、給食調理（下処理、調理、配缶）、検食、配送、回収、食器等洗浄、食器等消毒・保管、清掃、翌日の準備の流れとなっています。その他に食育指導も行っています。

これらの業務のうち、献立の作成、食材料の調達・検収、検食及び食育指導といった食材の安全性、地産地消の取組み、栄養面に関することなどの学校教育の根幹に係る業務は、今までどおり設置者である市が責任を持って実施し、市と委託業者の業務を次表のとおり分担します。

■表2 市と委託業者の業務分担

No	業務	市	委託業者
1	献立作成業務	●	
2	調理の指示（献立の詳細）	●	
3	栄養指導業務	●	
4	食数管理業務	●	
5	給食費管理業務	●	
6	食材調達業務	●	
7	工程計画、衛生計画等の作成業務 （作業工程表、作業動線図）		●
8	検収業務	● 指示	● 実施
9	調理業務		●
10	アレルギー対応	● 決定・指示	● 調理
11	衛生管理	● 指導	● 実施
12	保存食の保存（原材料、調理済み食品）		●
13	検食業務	●	
14	配缶業務		●
15	洗浄・殺菌業務		●
16	残菜・厨芥集積・処理業務		●
17	施設設備等の保守・維持管理等業務	●	
18	清掃業務		●
19	使用物品等管理業務		●
20	食育、地産地消の推進	●	
21	調理業務等のモニタリング	●	

9 委託業者の選定方法

委託業者の選定については、学校給食調理という特殊で専門性を要する業務であることから、通常の競争原理や金額による入札方法ではなく、プロポーザル（企画提案型）方式とします。

プロポーザル方式では、市の示した仕様に基づき、受託を希望する業者が企画・提案を行い、それらの遂行方法、能力、見積額、メリット等を総合的に比較審査し、より公平で質の高い委託業者を選定します。

業者の選定にあたっては審査委員会を設置し、公正、公平に審査します。

10 調理業務等の委託契約内容

委託契約にあたっては、本市の条例及び規則のほか関係法令に準拠し、市の意向を十分に反映させるとともに、委託業者の能力が発揮できるよう契約条項を整備します。

- ① 安心安全な管理運営体制について、契約書及び仕様書に明記し、新たな問題が発生しても両者で協議して対応するよう明記します。
- ② 職業安定法、労働者派遣法、食品衛生法などに抵触しないよう関係法令を遵守するよう明記します。
- ③ 委託業者が、原則として従業員を直接雇用し、業務に従事させるよう明記します。
- ④ 仕様書に基づき、所定の従業員を配置し、委託業務を処理するよう明記します。
- ⑤ 食中毒等の事故が発生した場合に対する受託者側の責任の所在及び損害賠償並びに不誠実及び不適切な行為に関する解約事項や履行保証を明記します。
- ⑥ 業務の安定性と質の向上を図るため委託期間を3年とし、契約期間の満了にあたっては改めて委託業者を選定します。

11 民間委託する施設と直営を継続する施設

(1) 民間委託の対象施設とその時期

前述の「2 調理業務の現状と民間委託の背景」の「(4) 安定したサービス提供への懸念」と「(5) 新たな給食センター稼働時による欠員への懸念」を解消するため、東水沢学校給食センターと江刺学校給食センターの調理業務を民間委託することとし、令和8年度の委託業務契約締結に向けた事業者選定の手続きを進めます。（表3参照）

(2) 直営を継続する施設

西センター及び真城学校給食センターは、当面の間、直営としますが、正職員調理師数が一定程度の数を下回った場合は、市の直営での継続が困難なことから、民間委託への移行が必要と考えています。

なお、「奥州市学校給食施設再編計画」において令和14年度に供用開始を予定する（仮称）奥州東学校給食センターについては、今後の人口減少に伴う給食提供数の大幅な減少が見込まれることから、その建設の必要性を今後十分に検討します。

■表3 調理業務の民間委託と西センター給食提供までのスケジュール

令和7年度	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
東水沢学校給食C 江刺学校給食C	■債務負担 行為設定	■事業者募集		■事業者選定 ■契約締結	■(民間)受託業務準備		
小学校3調理場	■搬入口設置						
前沢学校給食C							
胆沢学校給食C							
奥州西学校給食C	●施設完成						

令和8年度	4月	5月	6月	7月	8月
東水沢学校給食C 江刺学校給食C	●調理業務の委託				
小学校3調理場					●供用廃止
前沢学校給食C	■解体設計開始				
胆沢学校給食C					
奥州西学校給食C	<ul style="list-style-type: none"> ■備品搬入 ■屋内整備 ・事務室 ・調理室 ・研修室 ・マニュアル作成 	<ul style="list-style-type: none"> ■ライン設定 ■食数管理 ・通常食 ・アレルギー食 ■割り当て ・食缶 ・食器 ・保管庫 ・クラス分け 	<ul style="list-style-type: none"> ■物品搬入 ■器具洗浄 ■操作訓練 ■担当者会議 ■食育掲示 	<ul style="list-style-type: none"> ■仮想実習 ・調理トレーニング ・配送トレーニング ・試食会 ■献立打ち合わせ 	●給食提供

1 国の過疎地域に対する支援策について

(1) 支援に関する法令の経過

昭和45年	過疎地域対策緊急措置法（10年間） ↓
昭和55年	過疎地域振興特別措置法（10年間） ↓
平成2年	過疎地域活性化特別措置法（10年間） ↓
平成12年	過疎地域自立促進特別措置法（10年間） ↓
平成22年	6年間期間延長（H28.3月末まで） ↓
平成28年	5年間期間延長（R3.3月末まで） ↓
令和3年 （現行法）	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（10年間、R13.3月末まで）

※歴代の過疎支援法令は、10年間の時限立法を繰り返している。

(2) 現行法のポイント

- ①過疎地域の「自立促進」から「持続可能な地域社会の形成」へ
- ②「多様な人材の確保・育成」、「交通手段の確保」、「デジタル技術の活用」の要素を重点化
- ③過疎地域該当要件に係る長期の人口減少率の基準年の見直し（S35年→S50年）
- ④平成の大合併による合併市町村の「一部過疎」の要件設定

2 これまでの過疎地域支援策の活用状況

(1) 過疎債

年度	主な事業名	地区
継続事業	光ネット整備事業	江刺
	土地改良事業	江刺・衣川
	道路改良修繕工事・橋梁長寿命化修繕事業	江刺・衣川
	消防施設設備整備事業	江刺・衣川
	旧簡易水道事業（配水管布設替・設備改良・更新等）	江刺・衣川
R4	ロードヒーティング整備事業	江刺
	玉里小学校統合受入改修事業	江刺
	スクールバス更新事業	江刺・衣川
R5	種山高原屋外イベントスペース新築工事	江刺
	民生委員ICT活用事業	衣川
	モバイルクリニック事業	衣川
R6	江刺ひがしこども園建築事業	江刺
	小・中学校空調設備設置工事（江刺ひがし小・衣里小・衣川中）	江刺・衣川
	衣川社会体育館屋根改修・トイレ洋式化	衣川
	モバイルクリニック事業	衣川

(2) 過疎債発行実績

(百万円)

		R4	R5	R6
ハード	事業費	1,212.8	1,153.1	2,112.5
	起債額	803.8	955.9	1,422.0
ソフト	事業費	241.0	119.5	121.9
	起債額	110.1	92.4	83.5

令和7年7月17日 政策企画部政策企画課

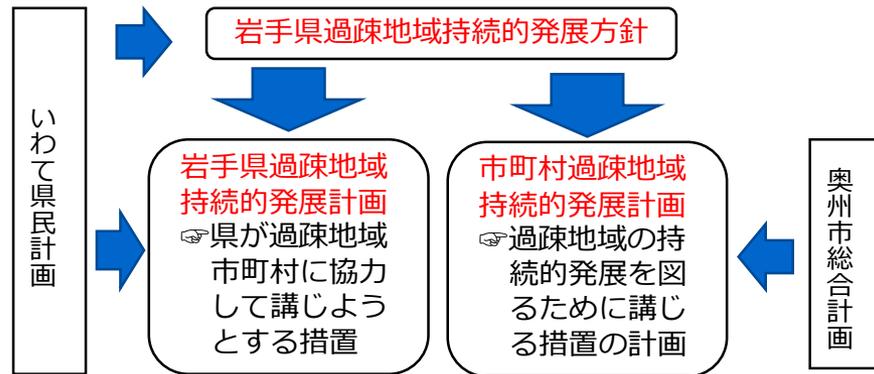
3 次期過疎地域持続的発展計画について

(1) 計画策定の趣旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の規定に基づき、人口の著しい減少等に伴って地域社会の活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施することにより地域の持続的発展を図り、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上等に寄与することを目的として次期過疎地域持続的発展計画（以下「過疎計画」という。）を策定する。

なお、令和7年12月に策定が予定されている「岩手県過疎地域持続的発展方針」を踏まえて策定するものとする。

(2) 岩手県並びに県内市町村の過疎対策の関係



(3) 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 策定スケジュール

時期	R7.8月	9月	10月	11月	12月	R8. 1月	2月	3月
計画策定作業	・【県】過疎地域持続的発展方針原案提示	・原案作成		・県事前協議	・【県】過疎地域持続的発展方針策定 ・地域会議への説明 ・計画案を全協説明	・県正式協議	・議会へ提案 ・過疎計画（策定）議決	
総合計画見直し		↑ 反映 実施計画（R8～10）の見直し						

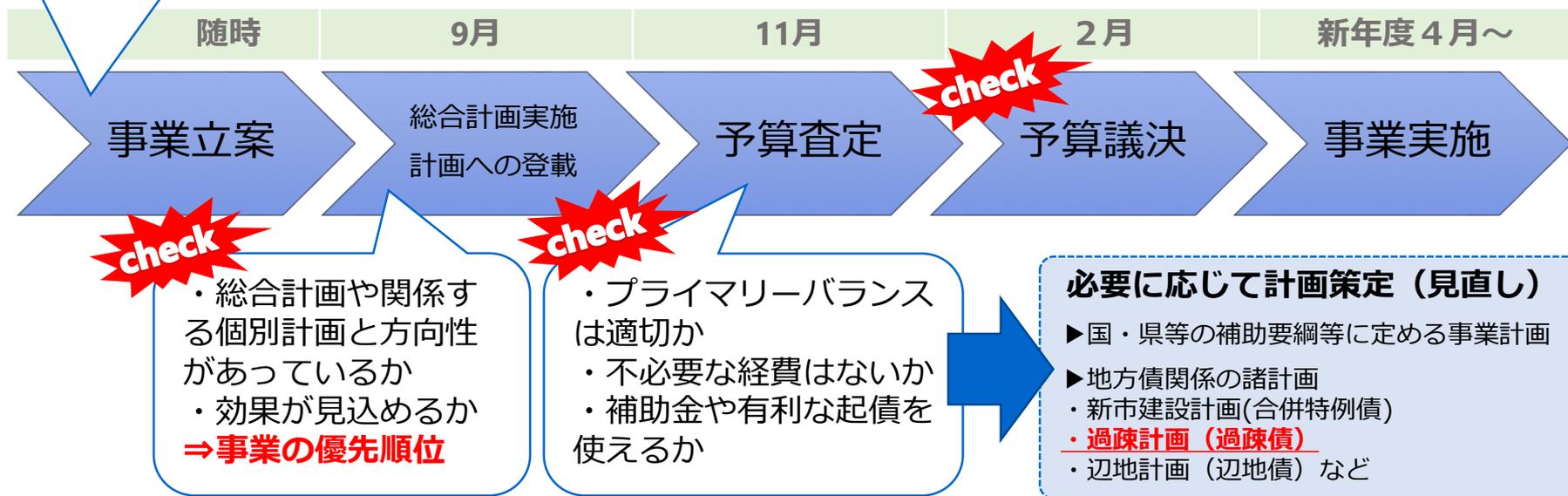
令和7年7月17日 政策企画部政策企画課

5 過疎債の活用について

- ・ 過疎地域持続的発展計画を策定することで、過疎地域に指定されている地域に**必要な事業を行う場合**に、自治体の負担が比較的少ない地方債（過疎債）を活用できるようになるもの。
- ・ 過疎債はあくまで市の借金であることから、将来にわたって市が返さなければならない負担を考えて計画的に活用していく。

6 事業の予算化の流れ

事業担当課が、総合計画の方向性、住民ニーズや地域課題等を踏まえて検討



起訴休職処分としていた職員の失職等について

議員全員協議会説明資料 令和7年7月17日 総務部総務課

1 事案の概要について

当市職員が、令和5年12月13日に不同意性交等の容疑で逮捕され、また、令和6年3月12日に強要未遂の容疑で再逮捕された。令和6年12月17日に懲役5年の実刑判決を受け、令和7年6月17日に控訴が棄却され、上告しなかったことにより7月2日に刑が確定し、地方公務員法第28条第4項の規定（※）により失職した。併せて事件当時の管理監督責任により当時の上司の職員を処分するもの。

※ 地方公務員法

第16条第1号 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

第28条第4項 職員は、第16条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。

2 失職について

(1) 失職した職員

所属	職	氏名	年齢	性別
総務部総務課付	主事	(略)	25歳	男性

(2) 失職した日

令和7年7月2日（水）

3 処分について

(1) 処分する職員

職員の 職位	職員の 年代	職員の 性別	処分の種類及び内容	
			種類	内容
部長級	50代	男性	文書訓告	管理監督責任
課長補佐級	60代			

(2) 処分予定日

令和7年7月18日（金）